

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定・案）

都市計画力丸工業団地西地区地区計画を次のように変更する。

名 称		力丸工業団地西地区地区計画				
位 置		前橋市力丸町の一部				
面 積		約 7. 8 h a				
区域の整備・ 開発及び保 全の方針	地区計画の目 標		交通利便性の高さを生かした流通業務地としての適正かつ合理的な土地利用を推進することにより、良好な操業環境を形成・維持するとともに、周辺環境との調和を図ることを目標とする。			
	土地利用の方 針		周辺環境と調和を図りながら、工業団地としての良好な操業環境を保全するため、適正かつ合理的な土地利用を推進する。			
	地区施設の整 備方針		地区施設として緑地及び緩衝帯を適切に配置し、その機能の維持、保全を図る。また、調整池を配置し、開発を原因とする流出量の増加により下流域に新たな負荷を与えないよう流出増対策を行う。			
	建築物等の整 備方針		工業団地としての良好な操業環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を行う。			
地 区 整 備 計 画	地 区 施 設 の 配 置 及 び 規 模	公園及 び緑地	種別	名称	面積	備考
			緑地	—	約 0.2ha	
		緩衝帯	種別	幅員	延長	備考
			緩衝帯 A	15m	約 200m	
			緩衝帯 B	15m	約 290m	
			緩衝帯 C	15m	約 100m	
		調整池	必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和 4 5 年 1 月 8 日局長通達）」に則り協議した結果に基づくものとする。			
	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物等の 用途の制限		用途地域の制限に加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 （１）カラオケボックスその他これに類するもの （２）神社、寺院、教会その他これらに類するもの （３）公衆浴場 （４）診療所、保育所その他これらに類するもの（就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く） （５）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの （６）自動車教習所 （７）騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 2 条に規定する特定		

			施設（空気圧縮機及び送風機を除く。）を設置する工場 （８）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第１５条に規定する産業廃棄物処理施設（工場その他の建築物に付属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。） （９）振動規制法（昭和５１年法律第６４号）第２条に規定する特定施設（圧縮機を除く。）を設置する工場
備考			

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は、既存の力丸工業団地に隣接した、北関東自動車道前橋南インターチェンジの東約 600m に位置する交通アクセスに優れた約 7.8ha の区域である。

前橋市都市計画マスタープランにおける土地利用の方針では、力丸工業団地周辺は北関東自動車道前橋南インターチェンジを活用した流通業務地としての形成を図ることとしている。

今回、地区内において民間事業者による産業用地の造成が確実となったことから、既存工業団地も含めた一体の区域として、力丸工業団地西地区を市街化区域に編入すると同時に、地区計画を決定し、工業団地としての適正な土地利用を図るもの。